

令和6年度第3回逗子市国民健康保険運営協議会 会議次第

日	時	令和7年2月10日(月)
		午後2時から
場	所	逗子市役所5階 第2会議室

1 議 題

(1) 報告事項1

令和6年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について

(2) 報告事項2

令和7年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

(3) 報告事項3

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例について(令和7年4月1日施行)

(4) その他

逗子市国民健康保険運営協議会委員名簿（令和6年6月1日現在）

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日

区 分		氏 名	備 考
被保険者代表	公募市民	小清水 時子	
	公募市民	山上 篤志	
保険医又は 保険薬剤師代表	逗葉医師会	池上 晃子	
	逗葉歯科医師会	武田 宇央	令和5年6月1日から
公益代表	逗子市民生委員 児童委員協議会	坂口 敏子	副会長 令和4年12月1日から
	鎌倉保健福祉事務所	近内 美乃里	会 長 令和6年4月1日から
被用者保険等 保険者代表	神奈川県被用者保険等 保険者連絡協議会	鈴木 靖隆	令和6年6月1日から

（敬称略）

国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧

○被保険者数、世帯数 （各年度の平均）

年度	被保険者数（人）	世帯数（世帯）
R元	13,064	8,580
R2	12,809	8,481
R3	12,552	8,430
R4	12,012	8,162
R5	11,391	7,858
（参考） R6.12末	10,788	7,539

○年齢・男女別 （R6.12末現在）

（人）

年齢（歳）	男	女	計
0～19	484	460	944
20～39	648	698	1,346
40～59	1,428	1,673	3,101
60～74	2,285	3,112	5,397
計	4,845	5,943	10,788

令和6年度第3回

逗子市国民健康保険運営協議会

会議資料

(報告事項1)

令和6年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 資料1 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案） |
| 資料2 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）の概要 |
| 資料3 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表（案）歳出 |
| 資料4 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表（案）歳入 |
| 資料5 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表（案）歳出「補正予算の内訳」 |
| 資料6 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表（案）歳入「補正予算の内訳」 |

(報告事項2)

令和7年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

- | | |
|------|---------------------------------|
| 資料7 | 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要《歳出》 |
| 資料8 | 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要《歳入》 |
| 資料9 | 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算表（案）歳出 |
| 資料10 | 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算表（案）歳入 |
| 資料11 | 逗子市国保主要データ |

(報告事項3)

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和7年4月1日施行）

- | | |
|------|------------------|
| 資料12 | 公布、改正概要及び条例新旧対照表 |
|------|------------------|

逗子市福祉部国保健康課

令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)

○ 歳 出 (補正科目のみ)

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	最終予算額	説 明
1総務費	126,752	4,714	131,466	
1総務管理費	121,357	4,714	126,071	
1一般管理費	120,620	4,714	125,334	・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修費及び職員給与費等の増 ・職員給与費等の増
5基金積立金	1	90,000	90,001	
1基金積立金	1	90,000	90,001	
1国民健康保険事業運営基金積立金	1	90,000	90,001	国民健康保険事業運営基金への積立
7諸支出金	10,104	31	10,135	
1償還金及び還付加算金	10,103	31	10,134	
4国庫支出金返納金	1	31	32	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の確定に伴う返還金
(歳出合計)	136,857	94,745	231,602	

○ 歳 入 (補正科目のみ)

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	最終予算額	説 明
1国民健康保険料	1,255,802	△ 12,262	1,243,540	
1国民健康保険料	1,255,802	△ 12,262	1,243,540	
1一般被保険者国民健康保険料	1,255,802	△ 12,262	1,243,540	保険料収入見込額の減
2国庫支出金	19,812	3,477	23,289	
1国庫補助金	19,812	3,477	23,289	
1災害臨時特例補助金	1	52	53	交付額の確定
2社会保障・税番号制度システム整備補助金	19,811	3,425	23,236	補助金の増
5繰入金	662,251	△ 1,539	660,712	
1一般会計繰入金	532,251	△ 1,539	530,712	
1一般会計繰入金	532,251	△ 1,539	530,712	各繰入金の額確定に伴う減
6繰越金	1	105,069	105,070	前年度剰余金の予算化
(歳入合計)	1,937,866	94,745	2,032,611	

令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)の概要

歳出 補正予算

合計 94,745千円

- 1 「一般管理費」 4,714千円
 - ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修費及び職員給与費等の増 3,425千円
(システム改修業務委託料2,695千円、時間外勤務手当730千円)
 - ・職員給与費等の増 1,289千円
- 2 「国民健康保険事業運営基金積立金」
 - ・基金への積立 90,000千円
- 3 「国庫支出金返納金」
 - ・健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の確定に伴う返還金 31千円

歳入 補正予算

合計 94,745千円

- 1 「一般被保険者国民健康保険料」
 - 保険料収入見込額の減 △12,262千円
- 2 「災害臨時特例補助金」
 - 交付額の確定 52千円
- 3 「社会保障・税番号制度システム整備補助金」
 - 補助金の増 3,425千円
- 4 「一般会計繰入金」 △1,539千円
 - ・保険基盤安定繰入金の確定 △4,779千円
 - ・未就学児均等割保険料繰入金の確定 363千円
 - ・産前産後保険料繰入金の確定 989千円
 - ・職員給与費等繰入金の確定 1,289千円
 - ・財政安定化支援事業繰入金の確定 599千円
- 5 「繰越金」
 - ・前年度剰余金の予算化 105,069千円

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 出	当初予算額	補正予算額	予備費充用	最終予算額	R5最終予算額	前年度比較
1 総務費		126,752,000	4,714,000		131,466,000	102,856,000	28,610,000
1 総務管理費		121,357,000	4,714,000		126,071,000	98,630,000	27,441,000
1 一般管理費		120,620,000	4,714,000		125,334,000	98,064,000	27,270,000
1 職員給与費等		75,467,000	1,289,000		76,756,000	67,954,000	8,802,000
2 一般管理事務費		45,153,000	3,425,000		48,578,000	30,110,000	18,468,000
2 連合会負担金		737,000			737,000	566,000	171,000
2 徴収費 1 賦課徴収費		5,079,000			5,079,000	3,910,000	1,169,000
3 運営協議会費 1 運営協議会費		316,000			316,000	316,000	0
2 保険給付費		4,480,113,000			4,480,113,000	4,720,163,000	△ 240,050,000
1 療養諸費		3,864,000,000			3,864,000,000	4,064,002,000	△ 200,002,000
1 一般被保険者療養給付費		3,800,000,000			3,800,000,000	4,000,000,000	△ 200,000,000
2 一般被保険者療養費		50,000,000			50,000,000	50,000,000	0
3 審査支払手数料		14,000,000			14,000,000	14,000,000	0
退職被保険者等療養給付費					0	1,000	△ 1,000
退職被保険者等療養費					0	1,000	△ 1,000
2 高額療養費		581,000,000			581,000,000	621,002,000	△ 40,002,000
1 一般被保険者高額療養費		580,000,000			580,000,000	620,000,000	△ 40,000,000
2 一般被保険者高額介護合算療養費		1,000,000			1,000,000	1,000,000	0
退職被保険者等高額療養費					0	1,000	△ 1,000
退職被保険者等高額介護合算療養費					0	1,000	△ 1,000
3 移送費		100,000			100,000	101,000	△ 1,000
1 一般被保険者移送費		100,000			100,000	100,000	0
退職被保険者等移送費					0	1,000	△ 1,000
4 出産育児諸費		30,013,000			30,013,000	30,013,000	0
1 出産育児一時金		30,000,000			30,000,000	30,000,000	0
2 支払手数料		13,000			13,000	13,000	0
5 葬祭諸費 1 葬祭費		5,000,000			5,000,000	5,000,000	0
傷病手当諸費 1 傷病手当金					0	45,000	△ 45,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,787,216,000			1,787,216,000	1,817,514,000	△ 30,298,000
1 医療給付費分		1,166,771,000			1,166,771,000	1,187,343,000	△ 20,572,000
1 一般被保険者医療給付費分		1,166,771,000			1,166,771,000	1,187,335,000	△ 20,564,000
退職被保険者等医療給付費分					0	8,000	△ 8,000
2 後期高齢者支援金等分		447,262,000			447,262,000	448,602,000	△ 1,340,000
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分		447,262,000			447,262,000	448,598,000	△ 1,336,000
退職被保険者等後期高齢者支援金等分					0	4,000	△ 4,000
3 介護納付金分		173,183,000			173,183,000	181,569,000	△ 8,386,000
4 保健事業費		56,113,000			56,113,000	63,354,000	△ 7,241,000
1 特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費		53,916,000			53,916,000	61,199,000	△ 7,283,000
2 保健事業費 1 保健普及費		2,197,000			2,197,000	2,155,000	42,000
5 基金積立金 1 基金積立金		1,000	90,000,000		90,001,000	110,001,000	△ 20,000,000
1 国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	90,000,000		90,001,000	110,001,000	△ 20,000,000
6 公債費 1 一般公債費 1 利子		1,000			1,000	1,000	0
7 諸支出金		10,104,000	31,000		10,135,000	10,376,000	△ 241,000
1 償還金及び還付加算金		10,103,000	31,000		10,134,000	10,375,000	△ 241,000
1 一般被保険者保険料還付金		10,000,000			10,000,000	10,000,000	0
2 償還金		1,000			1,000	1,000	0
3 一般被保険者還付加算金		100,000			100,000	200,000	△ 100,000
4 国庫支出金返納金		1,000	31,000		32,000	1,000	31,000
5 保険給付費等交付金償還金		1,000			1,000	171,000	△ 170,000
退職被保険者等保険料還付金					0	1,000	△ 1,000
退職被保険者等還付加算金					0	1,000	△ 1,000
2 延滞金 1 延滞金		1,000			1,000	1,000	0
8 予備費 1 予備費 1 予備費		5,000,000			5,000,000	4,956,000	44,000
共同事業拠出金 1 共同事業拠出金					0	1,000	△ 1,000
1 共同事業拠出金					0	1,000	△ 1,000
合 計		6,465,300,000	94,745,000	0	6,560,045,000	6,829,222,000	△ 269,177,000

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 入					
		当初予算額	補正予算額	最終予算額	R5最終予算額	前年度比較
1 国民健康保険料 1 国民健康保険料		1,255,802,000	△ 12,262,000	1,243,540,000	1,209,610,000	33,930,000
1 一般被保険者国民健康保険料		1,255,802,000	△ 12,262,000	1,243,540,000	1,209,604,000	33,936,000
1 医療給付費分現年度分		802,215,000	△ 12,434,000	789,781,000	773,345,000	16,436,000
2 後期高齢者支援金分現年度分		307,515,000	△ 6,235,000	301,280,000	292,226,000	9,054,000
3 介護納付金分現年度分		119,072,000	6,407,000	125,479,000	118,033,000	7,446,000
4 医療給付費分滞納繰越分		17,000,000		17,000,000	16,000,000	1,000,000
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000,000		7,000,000	7,000,000	0
6 介護納付金分滞納繰越分		3,000,000		3,000,000	3,000,000	0
退職被保険者等国民健康保険料				0	6,000	△ 6,000
医療給付費分現年度分				0	1,000	△ 1,000
後期高齢者支援金分現年度分				0	1,000	△ 1,000
介護納付金分現年度分				0	1,000	△ 1,000
医療給付費分滞納繰越分				0	1,000	△ 1,000
後期高齢者支援金分滞納繰越分				0	1,000	△ 1,000
介護納付金分滞納繰越分				0	1,000	△ 1,000
2 国庫支出金		19,812,000	3,477,000	23,289,000	249,000	23,040,000
1 国庫補助金		19,812,000	3,477,000	23,289,000	249,000	23,040,000
1 災害臨時特例補助金		1,000	52,000	53,000	1,000	52,000
2 社会保障・税番号制度システム整備補助金		19,811,000	3,425,000	23,236,000		23,236,000
出産育児一時金臨時補助金				0	248,000	△ 248,000
3 県支出金		4,527,396,000		4,527,396,000	4,764,368,000	△ 236,972,000
1 県補助金		4,527,396,000		4,527,396,000	4,764,368,000	△ 236,972,000
1 保険給付費等交付金		4,527,396,000		4,527,396,000	4,764,368,000	△ 236,972,000
1 保険給付費等交付金(普通交付金)		4,445,100,000		4,445,100,000	4,685,105,000	△ 240,005,000
2 保険給付費等交付金(特別交付金)		82,296,000		82,296,000	79,263,000	3,033,000
1 保険者努力支援分		19,422,000		19,422,000	25,640,000	△ 6,218,000
2 特別調整交付金分		15,177,000		15,177,000	13,627,000	1,550,000
3 県繰入金		35,295,000		35,295,000	29,440,000	5,855,000
4 特定健診等負担金		12,402,000		12,402,000	10,556,000	1,846,000
4 財産収入 1 財産運用収入 1 利子及び配当金		1,000		1,000	1,000	0
5 繰入金		662,251,000	△ 1,539,000	660,712,000	705,456,000	△ 44,744,000
1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金		532,251,000	△ 1,539,000	530,712,000	545,456,000	△ 14,744,000
1 保険基盤安定繰入金		263,708,000	△ 4,779,000	258,929,000	263,708,000	△ 4,779,000
2 未就学児均等割保険料繰入金		2,476,000	363,000	2,839,000	2,476,000	363,000
3 産前産後保険料繰入金		713,000	989,000	1,702,000	178,000	1,524,000
4 職員給与費等繰入金		108,280,000	1,289,000	109,569,000	101,162,000	8,407,000
5 出産育児一時金等繰入金		20,000,000		20,000,000	20,000,000	0
6 財政安定化支援事業繰入金		12,310,000	599,000	12,909,000	13,168,000	△ 259,000
7 その他一般会計繰入金		124,764,000		124,764,000	144,764,000	△ 20,000,000
2 基金繰入金		130,000,000		130,000,000	160,000,000	△ 30,000,000
1 国民健康保険事業運営基金繰入金		130,000,000		130,000,000	160,000,000	△ 30,000,000
6 繰越金 1 繰越金 1 繰越金		1,000	105,069,000	105,070,000	149,497,000	△ 44,427,000
7 諸収入		37,000		37,000	41,000	△ 4,000
1 延滞金加算金及び過料		12,000		12,000	14,000	△ 2,000
2 預金利子		1,000		1,000	1,000	0
3 雑入		24,000		24,000	26,000	△ 2,000
合 計		6,465,300,000	94,745,000	6,560,045,000	6,829,222,000	△ 269,177,000

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)「補正予算の内訳」

(単位:円)

歳 出			当初予算額	補正1号	補正2号	補正3号	予備費充用	予算現額
款	項	目						
1	総務費		126,752,000	3,425,000	1,289,000			131,466,000
	1	総務管理費	121,357,000	3,425,000	1,289,000			126,071,000
		1一般管理費	120,620,000	3,425,000	1,289,000			125,334,000
		1職員給与費等	75,467,000		1,289,000			76,756,000
		2一般管理事務費	45,153,000	3,425,000				48,578,000
		2連合会負担金	737,000					737,000
	2	徴収費 1賦課徴収費	5,079,000					5,079,000
	3	運営協議会費 1運営協議会費	316,000					316,000
2	保険給付費		4,480,113,000					4,480,113,000
	1	療養諸費	3,864,000,000					3,864,000,000
		1一般被保険者療養給付費	3,800,000,000					3,800,000,000
		2一般被保険者療養費	50,000,000					50,000,000
		3審査支払手数料	14,000,000					14,000,000
		退職被保険者等療養給付費						0
		退職被保険者等療養費						0
	2	高額療養費	581,000,000					581,000,000
		1一般被保険者高額療養費	580,000,000					580,000,000
		2一般被保険者高額介護合算療養費	1,000,000					1,000,000
		退職被保険者等高額療養費						0
		退職被保険者等高額介護合算療養費						0
	3	移送費	100,000					100,000
		1一般被保険者移送費	100,000					100,000
		退職被保険者等移送費						0
	4	出産育児諸費	30,013,000					30,013,000
		1出産育児一時金	30,000,000					30,000,000
		2支払手数料	13,000					13,000
	5	葬祭諸費 1葬祭費	5,000,000					5,000,000
		傷病手当諸費 1傷病手当金						0
3	国民健康保険事業費納付金		1,787,216,000					1,787,216,000
	1	医療給付費分	1,166,771,000					1,166,771,000
		1一般被保険者医療給付費分	1,166,771,000					1,166,771,000
		退職被保険者等医療給付費分						0
	2	後期高齢者支援金等分	447,262,000					447,262,000
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分	447,262,000					447,262,000
		退職被保険者等後期高齢者支援金等分						0
	3	介護納付金分	173,183,000					173,183,000
4	保健事業費		56,113,000					56,113,000
	1	特定健康診査等事業費 1特定健診・特定保健指導費	53,916,000					53,916,000
	2	保健事業費 1保健普及費	2,197,000					2,197,000
5	基金積立金 1基金積立金		1,000			90,000,000		90,001,000
		1国民健康保険事業運営基金積立金	1,000			90,000,000		90,001,000
6	公債費 1一般公債費 1利子		1,000					1,000
7	諸支出金		10,104,000			31,000		10,135,000
	1	償還金及び還付加算金	10,103,000			31,000		10,134,000
		1一般被保険者保険料還付金	10,000,000					10,000,000
		2償還金	1,000					1,000
		3一般被保険者還付加算金	100,000					100,000
		4国庫支出金返納金	1,000			31,000		32,000
		5保険給付費等交付金償還金	1,000					1,000
		退職被保険者等保険料還付金						0
		退職被保険者等還付加算金						0
		2延滞金 1延滞金	1,000					1,000
8	予備費 1予備費 1予備費		5,000,000					5,000,000
	共同事業拠出金 1共同事業拠出金							0
		1共同事業拠出金						0
	合 計		6,465,300,000	3,425,000	1,289,000	90,031,000	0	6,560,045,000

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)「補正予算の内訳」

(単位:円)

款	項	目	歳入	当初予算額	補正1号	補正2号	補正3号	予算現額
1	国民健康保険料	1 国民健康保険料		1,255,802,000			△ 12,262,000	1,243,540,000
	1	一般被保険者国民健康保険料		1,255,802,000			△ 12,262,000	1,243,540,000
		1 医療給付費分現年度分		802,215,000			△ 12,434,000	789,781,000
		2 後期高齢者支援金分現年度分		307,515,000			△ 6,235,000	301,280,000
		3 介護納付金分現年度分		119,072,000			6,407,000	125,479,000
		4 医療給付費分滞納繰越分		17,000,000				17,000,000
		5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000,000				7,000,000
		6 介護納付金分滞納繰越分		3,000,000				3,000,000
		退職被保険者等国民健康保険料						0
		医療給付費分現年度分						0
		後期高齢者支援金分現年度分						0
		介護納付金分現年度分						0
		医療給付費分滞納繰越分						0
		後期高齢者支援金分滞納繰越分						0
		介護納付金分滞納繰越分						0
2	国庫支出金			19,812,000	3,425,000		52,000	23,289,000
	1 国庫補助金			19,812,000	3,425,000		52,000	23,289,000
		1 災害臨時特例補助金		1,000			52,000	53,000
		2 社会保障・税番号制度システム整備補助金		19,811,000	3,425,000			23,236,000
3	県支出金			4,527,396,000				4,527,396,000
	1 県補助金			4,527,396,000				4,527,396,000
		1 保険給付費等交付金		4,527,396,000				4,527,396,000
		1 保険給付費等交付金(普通交付金)		4,445,100,000				4,445,100,000
		2 保険給付費等交付金(特別交付金)		82,296,000				82,296,000
		1 保険者努力支援分		19,422,000				19,422,000
		2 特別調整交付金分		15,177,000				15,177,000
		3 県繰入金		35,295,000				35,295,000
		4 特定健診等負担金		12,402,000				12,402,000
4	財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1,000				1,000
5	繰入金			662,251,000		1,289,000	△ 2,828,000	660,712,000
	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金		532,251,000		1,289,000	△ 2,828,000	530,712,000
		1 保険基盤安定繰入金		263,708,000			△ 4,779,000	258,929,000
		2 未就学児均等割保険料繰入金		2,476,000			363,000	2,839,000
		3 産前産後保険料繰入金		713,000			989,000	1,702,000
		4 職員給与費等繰入金		108,280,000		1,289,000		109,569,000
		5 出産育児一時金等繰入金		20,000,000				20,000,000
		6 財政安定化支援事業繰入金		12,310,000			599,000	12,909,000
		7 その他一般会計繰入金		124,764,000				124,764,000
	2 基金繰入金			130,000,000				130,000,000
		1 国民健康保険事業運営基金繰入金		130,000,000				130,000,000
6	繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000			105,069,000	105,070,000
7	諸収入			37,000				37,000
		1 延滞金加算金及び過料		12,000				12,000
		2 預金利子		1,000				1,000
		3 雑入		24,000				24,000
合 計				6,465,300,000	3,425,000	1,289,000	90,031,000	6,560,045,000

令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

《 歳 出 》

(単位:千円)

科目・概要	R6 当初予算額	R7 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
総務費 ○職員給与費等 ○一般管理事務費 ・資格管理、保険給付等事務に要する経費 ○連合会負担金 ・神奈川県国民健康保険連合会に対する負担金 ○賦課徴収費 ・保険料賦課徴収事務に要する経費 ○運営協議会費 ・国民健康保険運営協議会に要する経費	126,752	118,940	△ 7,812	＜主な増減理由＞ ・制度改正に伴うシステム改修業務委託料の減 【一般管理事務費】 ・国保システム電算処理業務委託 ・電算共同処理(国保連合会)業務委託 ・レセプト点検業務委託 ・資格確認書作成等業務委託 ・紙の被保険者証終了に伴う資格確認書等郵送代 など ・高額療養費支給決定等に係る郵送代 など 【賦課徴収費】 ・保険料決定通知書、督促状及び催告書等郵送代 など
保険給付費 ○療養諸費 ・保険事故(疾病、負傷等)に関する保険給付等 ○高額療養費 ・被保険者の自己負担限度額超過分を支給 ○その他 ・移送費、出産育児一時金、葬祭費等の支給	4,480,113	4,480,113	0	被保険者数は減少傾向だが、一人あたり医療費は増額傾向のため、令和6年度と同額 (被保険者数) 各年12月末時点 R5:11,250人／R6:10,788人／前年比△462人 (一人あたり医療費) R4年度:393,357円／R5年度:397,480円／前年比+4,123円
国民健康保険事業費納付金 国保財政の運営主体である神奈川県への納付金 ・県が医療給付に必要な額を見込み、各市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準等を考慮して毎年決定	1,787,216	1,739,863	△ 47,353	＜主な増減理由＞ 国公費等の減により納付金の総額は増となったが、県の繰越金等の活用により各市町村の納付額は前年度より減となった
保健事業費 ○特定健診・特定保健指導費 ・健康保持及びその増進を図るとともに、将来的な医療費を抑制するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施 ○保健普及費 ・疾病予防及び健康の保持増進に係る啓発事業等に要する経費	56,113	58,578	2,465	＜主な増減理由＞ 会計年度任用職員の単価増及び郵送料の増 【特定健診・特定保健指導費】 ・特定健康診査委託 【保健普及費】 ・国保Q&Aガイドブック等作成 ・医療費通知及びジュネリック医薬品差額通知郵送代

科目・概要	R6 当初予算額	R7 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
基金積立金 国民健康保険事業運営基金への積立	1	1	0	
公債費 一時借入金に対する利子償還金	1	1	0	
諸支出金 保険料過誤納等に係る還付金 など	10,104	10,104	0	
予備費 予期しなかった支出に対応するための経費	5,000	5,000	0	
合 計	6,465,300	6,412,600	△ 52,700	

令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

《 歳 入 》 (単位:千円)

科目・概要	R6 当初予算額	R7 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
国民健康保険料 「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」で構成され、それぞれ「所得割額」(前年の所得額に応じて計算)、「均等割額」(加入者数に応じて計算)、「平等割額」(1世帯につき)がある。	1,255,802	1,263,829	8,027	<主な増減理由> 県納付金が減となった以上に、県支出金等が減
国庫支出金 国保事業に要する費用を国が負担	19,812	1	△ 19,811	<主な増減理由> 制度改正に伴うシステム改修に係る補助金の減
県支出金 ○普通交付金 市町村の保険給付に要した費用全額が交付 ○特別交付金 市町村の個別の事情、取組状況等に応じて交付 ・保険者努力支援分 ・特別調整交付金分 ・県繰入金 ・特定健診等負担金	4,527,396	4,517,369	△ 10,027	<主な増減理由> 特別交付金見込額の減 【保険者努力支援分】 ・特定健診受診率及び保険料徴収率のアップ など 【特別調整交付金分】 医療の適正受診及び第三者行為求償の取組強化 など 【県繰入金】 ・生活習慣病予防事業の実施、保険料滞納処分の執行 など 【特定健診等負担金】 ・特定健診及び特定保健指導に要する費用
財産収入 国民健康保険事業運営基金の運用によって生じる利息	1	1	0	
繰入金 ○一般会計繰入金 一般会計から繰入(補填)されるもので、国基準に基づくもの(法定繰入)と、市独自に基づくもの(法定外繰入)がある。 ・保険基金盤安定繰入金 低所得世帯に対する保険料軽減に応じて一定割合分を繰入 ・未就学児均等割保険料繰入金 未就学児に対する保険料軽減に応じて一定割合分を繰入 ・産前産後保険料繰入金 産前産後期間保険料免除に応じて一定割合分を繰入 ・職員給与費等繰入金 国保事務に要する職員給与費等を繰入 ・出産育児一時金等繰入金 出産育児一時金に要する費用の2/3を繰入 ・財政安定化支援事業繰入金 低所得の被保険者が多いなど、市町村の責めに帰ることができない理由により国保財政が受ける影響額を繰入 ・その他一般会計(法定外)繰入金 保健事業や保険料減免など、福祉施策に要する費用を繰入 ○基金繰入金 国民健康保険事業運営基金の取り崩し	662,251	631,362	△ 30,889	<主な増減理由> 職員給与費等繰入金の増、その他一般会計繰入金及び国民健康保険事業運営基金の減 被保険者の減少等に伴い、保険料の大幅な上昇が見込まれることから、被保険者の急激な負担増を緩和するために、一般会計からの繰入及び国民健康保険事業運営基金の運用を行う。 【その他一般会計繰入金】 104,764千円(前年度比△20,000千円) 【基金繰入金】 110,000千円(前年度比△20,000千円) 基金現在額(R6年度末見込) 約 257,000千円

科目・概要		R6 当初予算額	R7 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
繰越金 前年度剰余金		1	1	0	
諸収入 保険料延滞金及び第三者求償行為による納付金 など		37	37	0	
合 計		6,465,300	6,412,600	△ 52,700	

令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)

(単位:円)

款	項	目	歳 出	当初予算額			
				令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)	比較(R7/R6)
1	総務費			126,752,000	118,940,000	△ 7,812,000	93.84%
	1	総務管理費		121,357,000	110,648,000	△ 10,709,000	91.18%
		1一般管理費		120,620,000	110,123,000	△ 10,497,000	91.30%
		1職員給与費等		75,467,000	80,485,000	5,018,000	106.65%
		2一般管理事務費		45,153,000	29,638,000	△ 15,515,000	65.64%
		2連合会負担金		737,000	525,000	△ 212,000	71.23%
	2	徴収費 1賦課徴収費		5,079,000	7,834,000	2,755,000	154.24%
	3	運営協議会費 1運営協議会費		316,000	458,000	142,000	144.94%
2	保険給付費			4,480,113,000	4,480,113,000	0	100.00%
	1	療養諸費		3,864,000,000	3,864,000,000	0	100.00%
		1療養給付費		3,800,000,000	3,800,000,000	0	100.00%
		2療養費		50,000,000	50,000,000	0	100.00%
		3審査支払手数料		14,000,000	14,000,000	0	100.00%
	2	高額療養費		581,000,000	581,000,000	0	100.00%
		1高額療養費		580,000,000	580,000,000	0	100.00%
		2高額介護合算療養費		1,000,000	1,000,000	0	100.00%
	3	移送費 1移送費		100,000	100,000	0	100.00%
	4	出産育児諸費		30,013,000	30,013,000	0	100.00%
		1出産育児一時金		30,000,000	30,000,000	0	100.00%
		2支払手数料		13,000	13,000	0	100.00%
	5	葬祭諸費 1葬祭費		5,000,000	5,000,000	0	100.00%
3	国民健康保険事業費納付金			1,787,216,000	1,739,863,000	△ 47,353,000	97.35%
	1	医療給付費分 1医療給付費分		1,166,771,000	1,128,039,000	△ 38,732,000	96.68%
	2	後期高齢者支援金等分 1後期高齢者支援金等分		447,262,000	441,240,000	△ 6,022,000	98.65%
	3	介護納付金分		173,183,000	170,584,000	△ 2,599,000	98.50%
4	保健事業費			56,113,000	58,578,000	2,465,000	104.39%
	1	特定健康診査等事業費 1特定健診・特定保健指導費		53,916,000	56,067,000	2,151,000	103.99%
	2	保健事業費 1保健普及費		2,197,000	2,511,000	314,000	114.29%
5	基金積立金 1基金積立金			1,000	1,000	0	100.00%
	1	国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	1,000	0	100.00%
6	公債費 1一般公債費 1利子			1,000	1,000	0	100.00%
7	諸支出金			10,104,000	10,104,000	0	100.00%
	1	償還金及び還付加算金		10,103,000	10,103,000	0	100.00%
		1保険料還付金		10,000,000	10,000,000	0	100.00%
		2償還金		1,000	1,000	0	100.00%
		3還付加算金		100,000	100,000	0	100.00%
		4国庫支出金返納金		1,000	1,000	0	100.00%
		5保険給付費等交付金償還金		1,000	1,000	0	100.00%
	2	延滞金 1延滞金		1,000	1,000	0	100.00%
8	予備費 1予備費 1予備費			5,000,000	5,000,000	0	100.00%
	合	計		6,465,300,000	6,412,600,000	△ 52,700,000	99.18%

令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当初予算額			
		令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)	比較(R7/R6)
1国民健康保険料 1国民健康保険料		1,255,802,000	1,263,829,000	8,027,000	100.64%
1国民健康保険料		1,255,802,000	1,263,829,000	8,027,000	100.64%
1医療給付費分現年度分		802,215,000	799,304,000	△ 2,911,000	99.64%
2後期高齢者支援金分現年度分		307,515,000	312,653,000	5,138,000	101.67%
3介護納付金分現年度分		119,072,000	120,872,000	1,800,000	101.51%
4医療給付費分滞納繰越分		17,000,000	19,000,000	2,000,000	111.76%
5後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000,000	8,000,000	1,000,000	114.29%
6介護納付金分滞納繰越分		3,000,000	4,000,000	1,000,000	133.33%
2国庫支出金		19,812,000	1,000	△ 19,811,000	0.01%
1国庫補助金		19,812,000	1,000	△ 19,811,000	0.01%
1災害臨時特例補助金		1,000	1,000	0	100.00%
社会保障・税番号制度システム整備補助金		19,811,000	0	△ 19,811,000	-
3県支出金		4,527,396,000	4,517,369,000	△ 10,027,000	99.78%
1県補助金		4,527,396,000	4,517,369,000	△ 10,027,000	99.78%
1保険給付費等交付金		4,527,396,000	4,517,369,000	△ 10,027,000	99.78%
1保険給付費等交付金(普通交付金)		4,445,100,000	4,445,100,000	0	100.00%
2保険給付費等交付金(特別交付金)		82,296,000	72,269,000	△ 10,027,000	87.82%
1保険者努力支援分		19,422,000	14,095,000	△ 5,327,000	72.57%
2特別調整交付金分		15,177,000	12,657,000	△ 2,520,000	83.40%
3県繰入金		35,295,000	33,223,000	△ 2,072,000	94.13%
4特定健診等負担金		12,402,000	12,294,000	△ 108,000	99.13%
4財産収入 1財産運用収入 1利子及び配当金		1,000	1,000	0	100.00%
5繰入金		662,251,000	631,362,000	△ 30,889,000	95.34%
1一般会計繰入金 1一般会計繰入金		532,251,000	521,362,000	△ 10,889,000	97.95%
1保険基盤安定繰入金		263,708,000	258,929,000	△ 4,779,000	98.19%
2未就学児均等割保険料繰入金		2,476,000	2,839,000	363,000	114.66%
3産前産後保険料繰入金		713,000	1,702,000	989,000	238.71%
4職員給与費等繰入金		108,280,000	121,277,000	12,997,000	112.00%
5出産育児一時金等繰入金		20,000,000	20,000,000	0	100.00%
6財政安定化支援事業繰入金		12,310,000	11,851,000	△ 459,000	96.27%
7その他一般会計繰入金		124,764,000	104,764,000	△ 20,000,000	83.97%
2基金繰入金		130,000,000	110,000,000	△ 20,000,000	84.62%
1国民健康保険事業運営基金繰入金		130,000,000	110,000,000	△ 20,000,000	84.62%
6繰越金 1繰越金 1繰越金		1,000	1,000	0	100.00%
7諸収入		37,000	37,000	0	100.00%
1延滞金加算金及び過料		12,000	12,000	0	100.00%
2預金利子		1,000	1,000	0	100.00%
3雑入		24,000	24,000	0	100.00%
合 計		6,465,300,000	6,412,600,000	△ 52,700,000	99.18%

2024. 12末現在

逗子市国保主要データ

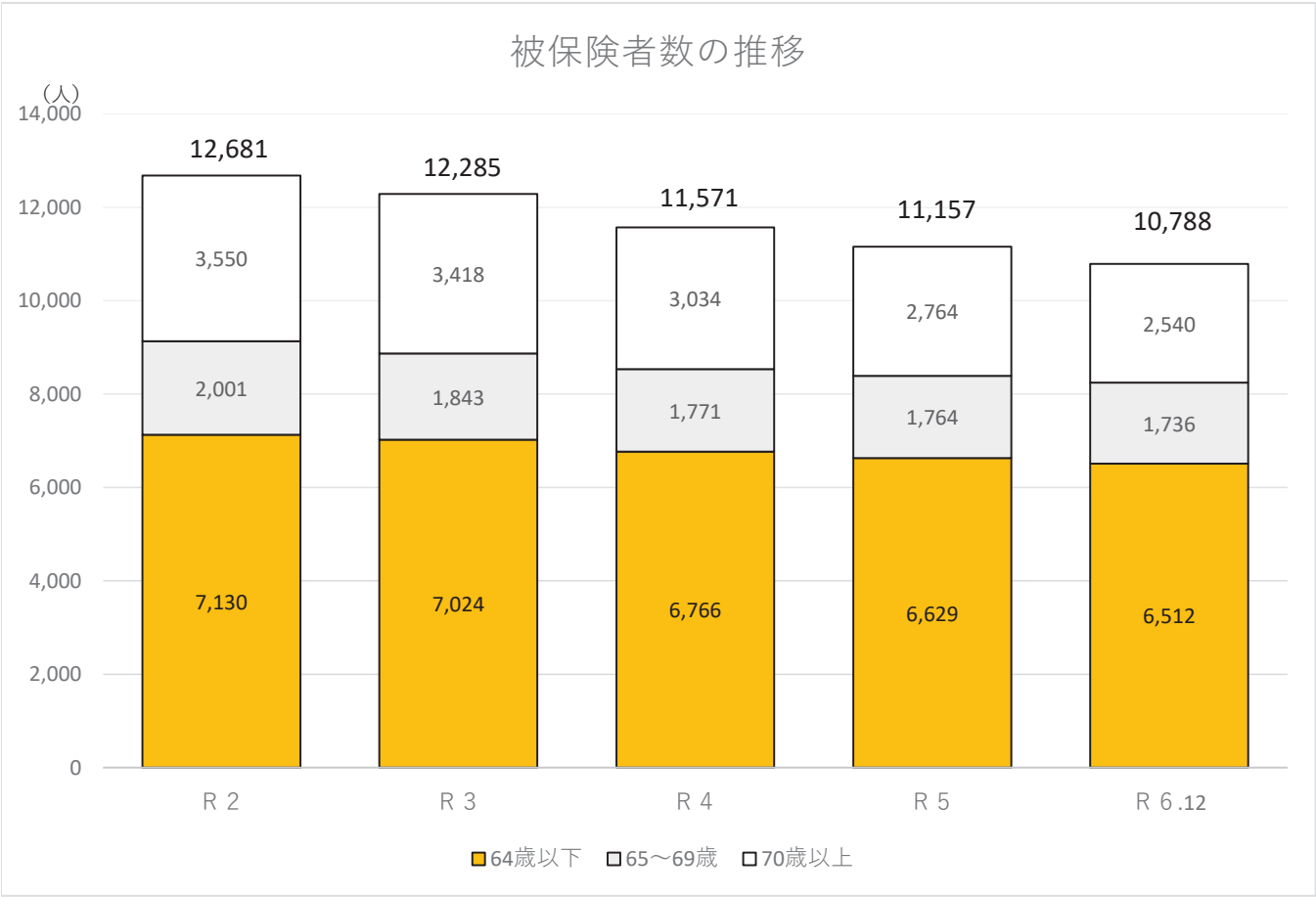
1 被保険者数及び世帯数

(単位：人・世帯)

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	(年度末現在)	加入率	(年度末現在)	加入率	(12月末現在)	加入率
被保険者数	11, 571	19. 7%	11, 157	19. 1%	10, 788	18. 7%
世 帯 数	7, 948	28. 5%	7, 736	27. 7%	7, 539	27. 1%

※「加入率」は、本市住民基本台帳上の全人口・全世帯数に対する割合

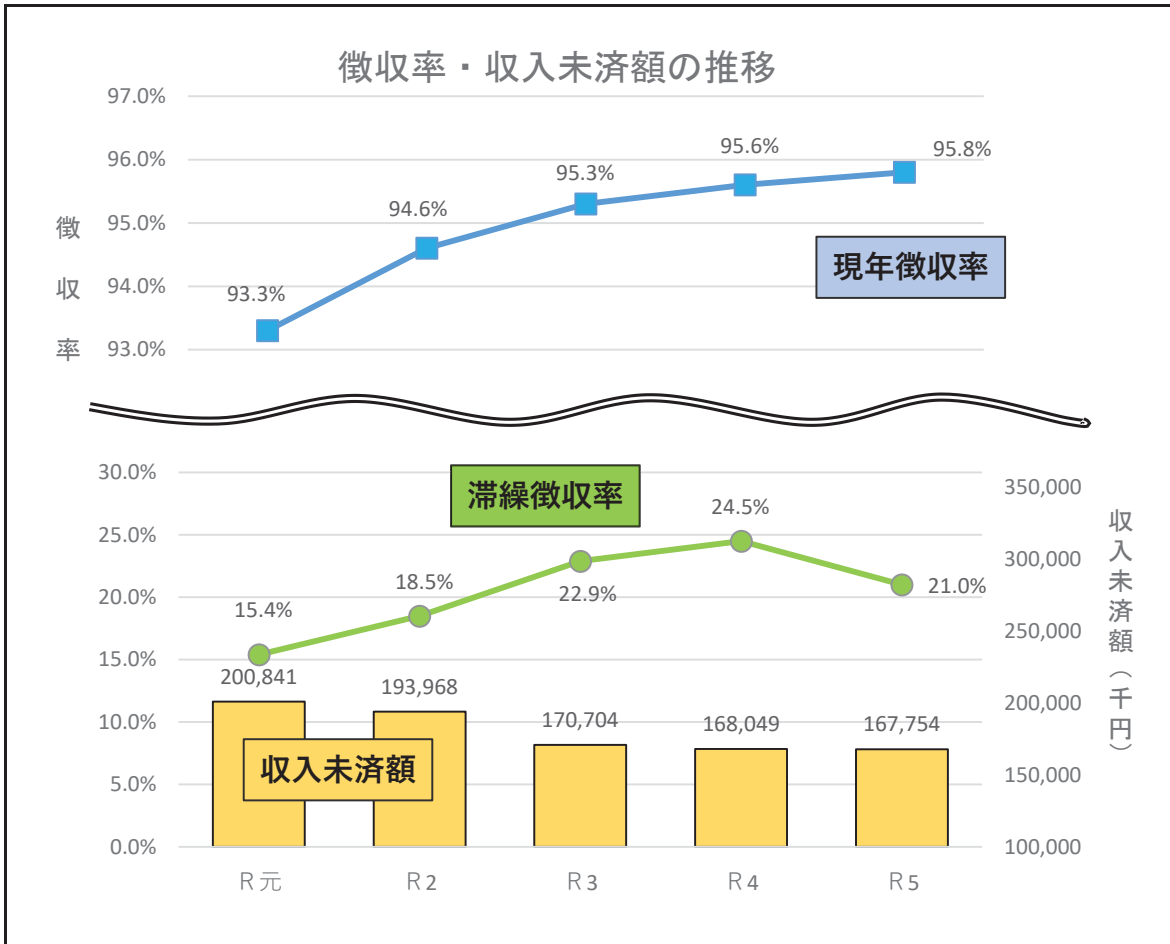
被保険者数の推移



2 国民健康保険料の徴収状況

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率
現年度分	62,036	95.3%	60,018	95.6%	54,632	95.8%
滞納繰越分	108,668	22.9%	108,031	24.5%	113,122	21.0%
計	170,704	86.3%	168,049	87.6%	167,754	87.2%
不納欠損額	36,520		20,694		20,023	



3 保険給付の状況

(1) 保険給付費

(単位：千円)

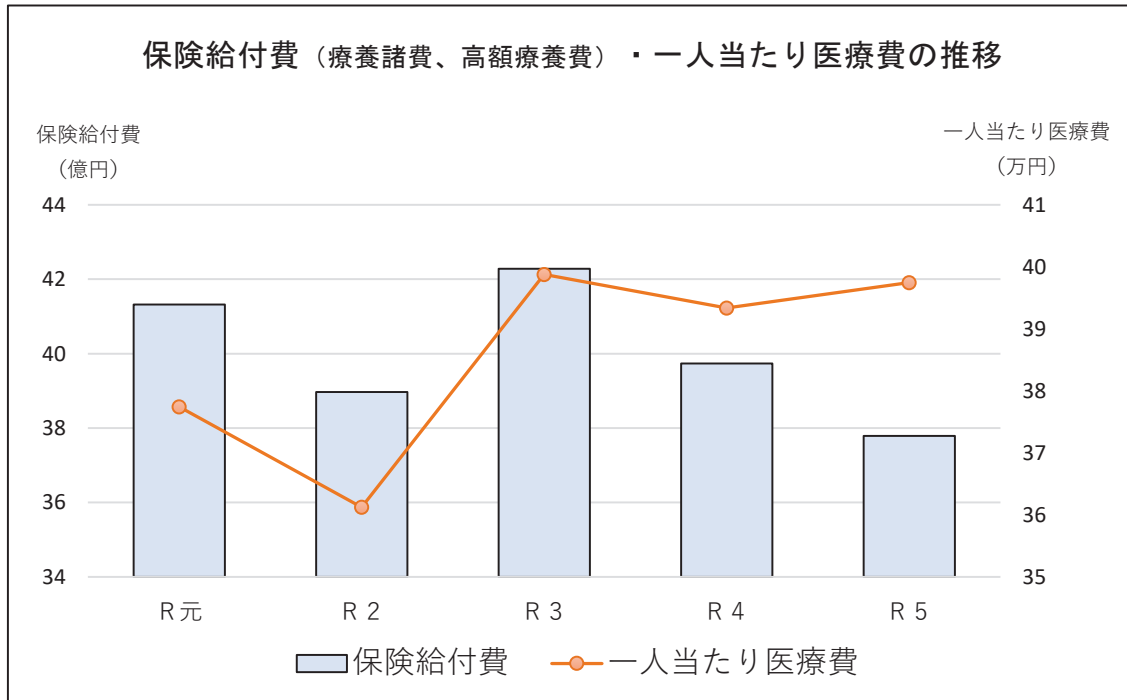
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養諸費 (療養給付費、療養費)	3,622,522	3,406,270	3,702,892	3,484,896	3,314,831
高額療養費	509,789	490,497	525,554	488,733	463,872
出産育児一時金	51件	44件	43件	32件	34件
葬祭費	80件	53件	82件	83件	70件
傷病手当金 (新型コロナに関する)	一件	2件	4件	12件	1件

(2) 一人当たり医療費

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一人当たり医療費	377,429	361,233	398,775	393,357	397,480
(参考) 県内市町村の平均	362,703	350,734	377,905	384,742	—

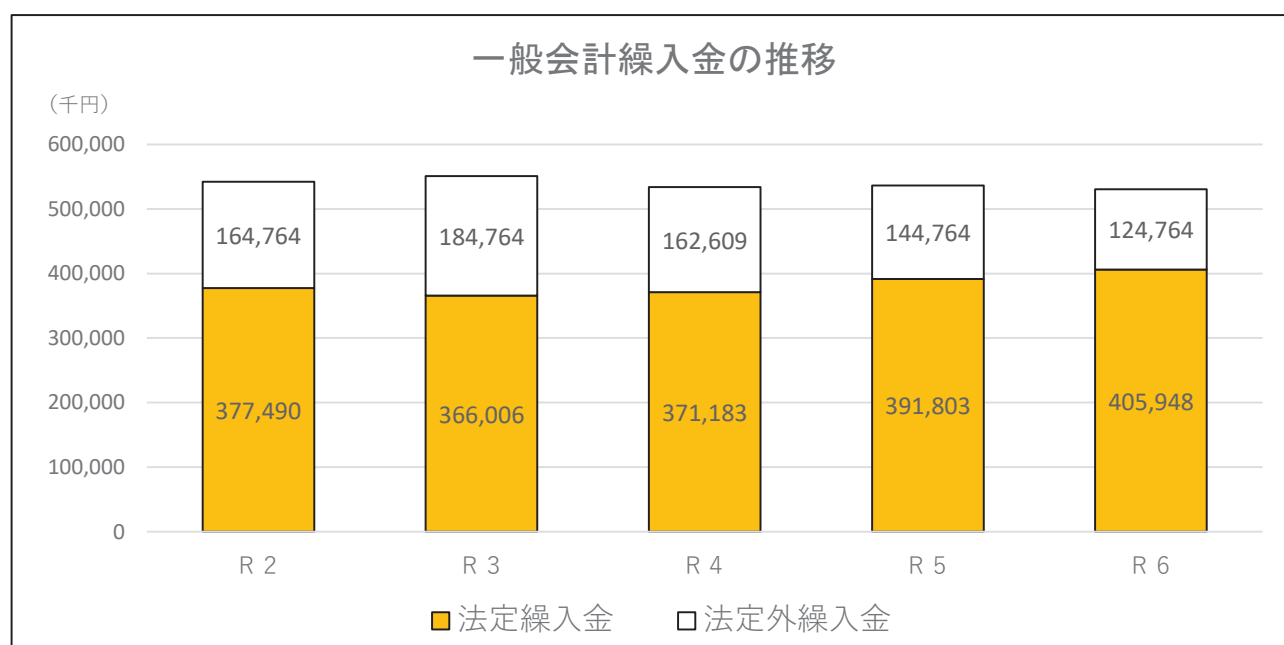
保険給付費（療養諸費、高額療養費）・一人当たり医療費の推移



4 一般会計繰入金の状況

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (決算見込)
法定繰入	保険基盤安定繰入金	239,150	249,695	263,708	258,929
	未就学児均等割保険料繰入金	—	2,733	2,476	2,839
	職員給与費等繰入金	101,110	96,726	101,162	109,569
	出産育児一時金等繰入金	11,760	8,351	11,110	20,000
	財政安定化支援事業繰入金	13,986	13,678	13,169	12,909
	産前産後保険料繰入金	—	—	178	1,702
法定外繰入 (その他一般会計繰入金)		184,764	162,609	144,764	124,764
計		550,770	533,792	536,567	530,712



5 基金の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度末残高	36,904	86,904	196,904	346,904	296,904
取崩額	0	0	0	△ 160,000	△ 130,000
積立額	50,000	110,000	150,000	110,000	90,000
年度末残高	86,904	196,904	346,904	296,904	256,904

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市条例第18号

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「2人」を「3人」に改める。

第20条第1項中「6箇月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第23条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

概 要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）の施行に伴い、関係する規定を整理するとともに、国民健康保険運営協議会の委員からの意見聴取の機会を確保するに当たり、委員の定数を増員する必要があることから、改正するもの。

改正内容

1 第2条 第1項第1号、第2号、第3号 【規定の改正】

薬剤師会が推薦する委員からも意見を得られるよう、国民健康保険運営協議会の委員の定数を改正するもの。

第2条	現行		改正案
第1号	公募市民2名	⇒	公募市民 3名
第2号	逗葉医師会、 逗葉歯科医師会		逗葉医師会、 逗葉歯科医師会、 逗葉薬剤師会（案）
第3号	県鎌倉保健福祉事務所、 市民生委員児童委員協議会		県鎌倉保健福祉事務所、 市民生委員児童委員協議会、 市社会福祉協議会（案）
第4号	神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会		

2 第20条 第1項 【規定の追加】

国からの通知により、必要に応じて保険料の徴収猶予の期間を最長1年とする旨の規定を追加するもの。

3 第23条 【引用条項の変更による規定の改正】

改正法の施行により、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴い、引用する国民健康保険法の条項の一部が改正されたため、規定を改正するもの。

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条に基づく国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>2人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>2人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>2人</u> (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人 (徴収猶予) 第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6箇月 ____ 以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。	(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条に基づく国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>3人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>3人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>3人</u> (4) (略) (徴収猶予) 第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6箇月(ただし、<u>急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年</u>)以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) ～ (4) (略)

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由	2 (略)
第8章 罰則 第23条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場</u>合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第8章 罰則 第23条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u>場 合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

国民健康保険運営協議会 関係法令

○国民健康保険法

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

（平二七法三一・全改）

○国民健康保険法施行令

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（平二九政二五八・全改、令六政二六〇・旧第三条繰上・一部改正）

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九政二五八・一部改正、令六政二六〇・旧第四条繰上）

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（令六政二六〇・追加）

○逗子市国民健康保険条例

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条に基づく国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。

（1）被保険者を代表する委員 3人

（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

（3）公益を代表する委員 3人

（4）被用者保険等保険者を代表する委員 1人

（昭62条例10・平6条例12・平30条例14・令6条例18・一部改正）

（規則への委任）

第3条 前条の定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。